

堺市会計年度任用職員採用選考募集案内



堺市立幼保連携型認定こども園（看護）

堺市子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課

1 募集内容

(1) 募集区分・業務内容

募集区分	業務内容
看護	市立こども園における園児への保健業務全般、安全管理及び職員への衛生指導・管理

2) 応募資格

- ◆看護師の免許を有する方（取得見込みの方を含む）
- ◆国籍及び年齢は問いません。
- ◆地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する人は応募できません。

●地方公務員法第16条（抜粋）
1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 申込方法

<留意事項>

- ・インターネット（堺市電子申請システム）で申し込んでください。
- ・申込手続きに際して、堺市電子申請システムから届く電子メールは、削除せずに保存してください。
- ・申込後に氏名、住所、電話番号（連絡先）、電子メールアドレス等に変更があった場合は、必ず後掲「6 問い合わせ先」へ変更内容（新・旧）を連絡してください。

	<p>申し込みには、次の4点全てが必要になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① インターネットに接続されたパソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれか ② A4サイズの用紙に印刷できるプリンター（お持ちでない場合はコンビニエンスストア等のプリントサービス等をご利用ください。） ③ 受信可能な電子メールアドレス ④ Adobe Reader（無料） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師の免許証の写し <p>※取得見込みの方は、堺市電子申請システム内で、「資格証明書類に関する申立」が必要となります。</p> </div> <p>会計年度任用職員（公立幼保連携型認定こども園）募集案内ホームページ（アドレスは、後掲「6 問い合わせ先」を参照）にアクセスし、堺市電子申請システムから申し込んでください。（入力方法は別紙「堺市電子申請システム申込み手順」を参照）</p> <p>※詳細は、堺市電子申請システムの「動作環境」、「よくあるご質問」を確認してください。</p> <p>なお、パソコン、スマートフォン、タブレット端末をお持ちでなく、インターネットによる申込みができない場合は、後掲「6 問い合わせ先」までご連絡ください。</p>
--	--

《注意事項》

- ※同一受付期間内に他の募集区分への申込みはできません。
- ※パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。なお、パソコン等の操作方法については機種等により異なりますのでお答えできません。
- ※使用するパソコン・プリンターの故障や通信回線上の障害、推奨する環境によらない状況で発生したトラブル等については、一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ※申込内容等に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合は、申込みを受理しないことがあります。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。
- ※提出書類は一切お返ししません。
- ※選考に際して取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、選考及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

※応募状況に応じて募集を締め切らせていただく場合があります。予めご了承ください。

※その他ご不明な点等ある場合は、後掲「**6 問い合わせ先**」までご連絡ください。

3 選考方法等

(1) 堺市役所幼保運営課において、選考試験を行います。選考日時についての詳細は、別途ご案内します。

選考内容	会場
面接試験（個別面接・15分）	堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所 (※堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課 (高層館8階)にお越しください。)

(2) 持参書類

・受験票（要写真貼付）

・欠格条項

※受験票及び欠格条項について堺市電子申請システム上で発行しますので、印刷のうえ必要事項を自筆で記入してください。

また、受験票については、半年以内に撮影した鮮明な写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に氏名を記入）を貼り付けてください。

※A4サイズのコピー用紙（白色普通紙）に片面印刷（印刷方向は縦）してください。

※感熱紙、光沢のある特殊紙、使用済み用紙の裏面等は使用しないでください。

※受験票及び欠格条項は選考試験終了後、回収します。

4 結果発表

- ・選考の結果により合否を決定し、結果通知書をお送りします。
- ・合格者は任用待機者として登録します。登録者の中から任用予定者として、勤務可能なこども園を案内します。

5 報酬・勤務条件等

(令和7年4月1日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。)

(1) 任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員

(2) 任用期間：任用開始日から令和8年3月31日まで

※勤務成績に応じて、再度任用する場合があります。

(3) 勤務日等：月曜日から土曜日のうち週4日【週30時間勤務】

午前9時から午後5時15分までの1日7時間30分勤務（休憩45分）、勤務日は、園長が指定します。

※「午前8時30分から午後4時45分」「午前9時45分から午後6時」
(休憩45分)の勤務となる場合があります。

※行事や職員会議等のため、所定外労働があります。

- (4) 報酬：別表「報酬・期末手当・休暇の取扱いについて」のとおり
- (5) 期末・勤勉手当：別表「報酬・期末手当・休暇の取扱いについて」のとおり
- (6) その他諸手当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給
- (7) 休日等：日曜日、祝日、国民の休日及び年末年始
※行事や職員会議等のため、所定外労働があります。
- (8) 休暇：別表「報酬・期末手当・休暇の取扱いについて」のとおり
- (9) 勤務地：堺市立幼保連携型認定こども園（16か所）
※ただし、次年度以降は勤務地が変更となることがあります。
年度末年齢が65歳以上の方、または10月2日以降に任用された方は、
次年度の任用について、改めて選考が必要となります。
※なお、敷地内に通勤用の駐車場はありません。
- (10) 福利厚生：厚生年金、健康保険（任用期間が2か月超）、
雇用保険（任用期間が31日以上）、労災保険等

【別表】報酬・期末手当・休暇の取扱いについて

※任用開始日により条件が異なりますのでご注意ください。

	任用開始日		
	令和7年9月30日まで	令和7年10月1日	令和7年10月2日以降
報酬	月額212,700円 ※本市の同業務の会計年度としての経験年数に応じて加算あり（詳細は別紙「公立こども園 会計年度非常勤職員 勤務時間表」のとおり）	時間額1,635円 ※勤務実績に応じて報酬を支給します。	
期末手当	12月支給 ※任用開始日等により本市の規定に基づき支給	支給されません	
休暇	年次有給休暇、特別休暇（介護、子の看護等）等 ※初年度は、任用開始日により、年次有給休暇の割り落としがあります。	特別休暇（介護、子の看護等）等 ※年次有給休暇は、当初の任用時点では付与されません。引き続き次年度も任用されることが決定した場合は、任用期間に応じて付与されます。	

6 問い合わせ先

堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課（高層館8階）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

TEL 072-228-7231（直通） FAX 072-222-6997

(参考)

○会計年度任用職員（公立幼保連携型認定こども園）募集案内ホームページアドレス

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/boshu/bosyu/yoho_syokuinbosyu/index.html



○堺市電子申請システムホームページアドレス

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/portal/home>



○堺市ホームページアドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp>

【看護】

公立こども園 会計年度非常勤職員 勤務時間表

職種	必要な資格	勤務日数	週勤務時間	1日当たり勤務時間	勤務時間	休憩(45分)
看護	看護師免許	月～土曜日のうち 週4日勤務	30時間	7.5時間	9:00～17:15 以下の時間の勤務を指定する場合があります。 ・8:30～16:45(休憩11:30～12:15) ・9:45～18:00(休憩12:45～13:30)	12:00～12:45

①勤務日は園長が指定します。

【参考】報酬額

【任用日が令和7年10月1日までの場合】

※下記報酬額は、継続して勤務した場合の試算額です。(令和7年4月1日現在。今後の人事給与制度等の改正により変更することがあります。)

※職歴換算年数は、月単位の職務経験を年に換算することにより算出し、その年数に達した年度の翌年度から当該報酬額が適用されます。

職歴換算年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上
月額報酬額	212,700円	212,700円	212,700円	217,600円	222,500円	227,300円	231,400円	234,700円	238,200円	242,000円	245,900円

【任用日が令和7年10月2日以降の場合】

時間額1,635円 ※勤務実績に応じて支給します。